

# 鴻巣市議会改革特別委員会運営要綱

令和6年3月12日

委員会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、鴻巣市議会委員会条例（平成17年鴻巣市条例第159号）第6条第1項の規定に基づき設置する鴻巣市議会改革特別委員会（以下「委員会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる議会改革に関する事項について、調査又は検討を行う。

(1) 議会の制度に関する事項で次に掲げるもの

- ア 議員間討議の実施
- イ 政策討論会の実施
- ウ 議員研究会の実施
- エ 執行部からの反問権

(2) その他次に掲げるもの

- ア 質問席の設置
- イ 特別委員会委員からの提案があり、委員長が認めた事項及び議長から付託があった事項

(組織等)

第3条 委員会は、会派から選出された議員から議長が指名する。

2 会派は、当該会派に属する議員のうちから1人を選出することができる。

3 委員の任期は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

4 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(運営等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて、委員会の了承を得て、関係者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。
- 4 委員会は、議決に当たっては、原則全会一致に努めるものとする。ただし、意見の一致に至らない協議項目については、委員の意見をもって取りまとめに代える。
- 5 委員会は、傍聴することができる。

(結果等の報告)

第6条 委員会は、審議の経過及び結果について、議長に報告する。

(記録)

第7条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、2人以上の委員と共にこれに署名又は押印しなければならない。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の所掌事務が終了したときに、その効力を失う。